

実施方針の策定の見通しについて

平成 25 年 10 月 21 日
愛 知 県

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業 (仮称)	整備 2 年、運営 20 年 (予定)	汚泥処理施設等の整備・運営事業 ・濃縮、脱水、消化施設 (改築) ・バイオガス利活用施設 (新設)	豊川浄化センター 愛知県豊橋市新西浜町 1 番地 3	第 3 四半期

※ この見通しは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号、その後の改正を含む。)第 15 条第 1 項の規定により、公表するものです。